

マニフェストの使用に関する基準

令和元年（2019年）9月1日 改正

第1 要旨

この基準は、熊本県産業廃棄物指導要綱第6条の規定に基づき、産業廃棄物の処理に伴うマニフェストの使用に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 基本的事項

- 1 マニフェストは、排出事業者の控え用（以下「A票」という。）、運搬を行った者の控え用（以下「B1票」という。）、運搬を行った者から排出事業者への返付用（以下「B2票」という。）、処分を行った者の控え用（以下「C1票」という。）、処分を行った者から運搬を行った者への返付用（以下「C2票」という。）、処分を行った者から排出事業者への返付用（以下「D票」という。）、中間処理業者から排出事業者（最終処分業者から中間処理業者）への返付用（以下「E票」という。）及び処分を行った者から熊本県への送付用（以下「K票」という。）で構成された複写式伝票（以下「紙マニフェスト」という。）又は電子媒体を利用したマニフェスト（以下「電子マニフェスト」という。）とする。
- 2 紙マニフェスト及び電子マニフェストの取扱い等について、この基準に定めがない事項については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。）で定めるとおりとする。
- 3 処分を行った者は、当該産業廃棄物の処分が終了した日の翌月10日までにK票を熊本県へ送付するものとする。なお、K票のない紙マニフェストを使用した場合には、E票の写しを熊本県へ送付するものとする。ただし、電子マニフェストを使用した場合は、この限りでない。

第3 記載事項

- 1 排出事業者
 - (1) 熊本県が付与したマニフェストコードを記載すること。
- 2 産業廃棄物
 - (1) 複数の種類で構成された一体不可分の産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物（以下「産業廃棄物等」という。）を処分しようとする場合は、該当する産業廃棄物等の種類を全て記載すること。
 - (2) 水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等、石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成23年法律第110号）第23条において、廃棄物処理法が適用される廃棄物であって、事故由来放射性物質により汚染され、又はそのおそれがあるもの）を取り扱う場合は、その旨を併せて記載すること。
 - (3) 処分しようとする産業廃棄物等の処分方法を記載すること。

3 運搬受託者

(1) 運搬車両の車両番号又は運搬船の名称を記載すること。なお、産業廃棄物等の運搬を委託して行う場合には、当該産業廃棄物等の収集運搬業に係る許可番号(11桁)を記載すること。

(2) 運搬先の事業場について、産業廃棄物等の処分業に係る許可番号を記載すること。

4 処分受託者

(1) 産業廃棄物等の処分を委託して実行する場合には、当該産業廃棄物等の処分業に係る許可番号を記載すること。

(2) 積替え又は保管を実行する場合には、当該産業廃棄物等の積替え又は保管の行為に係る許可番号を記載すること。